

■提出日 1月31日(水)必着

※期限厳守のうえ、お早めに提出してください。

■提出対象者

事業主の方が令和5年1月1日から12月31日までの間に給与の支払いを行った従業員の方
 ※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払い給与の多少にかかわらず提出してください。

※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

■電子申告が便利です

本市では、給与支払報告書のご提出の際にeLTAX(エルタックス)の利用を推奨しています。eLTAXは、地方税の申告や納税を、自宅やオフィスからインターネットを通じて簡単にを行うことができるシステムです。この機会にぜひご利用ください。

詳しくは、eLTAXホームページ(下記2次元コード)をご参照ください。



■電子申告をご利用いただくメリット

- 複数の地方公共団体へ一括提出
- 提出の際の郵送料や事務負担を軽減
- 専用ソフトウェアによる入力支援機能
- 電子申告のほか、関連の届出や電子納税にもご利用いただけます

■原則すべての事業主の皆さまに
 従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収徹底のため「徳島県統一共準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員

の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

○徳島県統一共準

原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、左の表にある基準(普Aから普E)のいずれかに該当する場合は、当面給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収(従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法)が認められます。「普通徴収該当理由書」については、市ホームページ(下記2次元コード)に掲載されています。



■普通徴収該当理由「徳島県統一共準」

普A	受給者総人員数が2人以下(他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する方を除いた全受給者数が2人以下)
普B	他の事業所で特別徴収をされている方(例:乙欄該当者)
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方(前年の年間給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期な方(例:給与の支払が毎月でない)
普E	退職または退職予定(5月末日まで)の方

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号(普Aから普E)を記入してください。

※eLTAXなどの電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックをしてください。また、摘要欄に該当する略号を入力してください。なお、この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

令和6年度市・県民税の申告について

■申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)
 (※土日・祝日除く)

■申告会場 市役所4階大会議室

■受付時間 午前9時から午後4時まで

※事前予約の実施はありません。

※ご自宅等からスマートフォンやパソコンを使って、ご自身で確定申告ができる便利な電子申告をぜひご利用ください。

■本市会場で受付できない申告内容

- ・住宅借入金等特別控除(1年目)
- ・上場株式等の譲渡
- ・上場配当
- ・その他、「青色申告」、「一般株式等の譲渡」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)」、「雑損控除」等は、税務署等で申告をお願いします。

医療費控除の明細書・収支内訳書は事前に作成が必要です!!

医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書」「内訳書」、事業所得等(営業等、農業、不動産など)がある方は「収支内訳書」が必要です。事前に作成のうえ、申告にお越しください。

※事前に作成が難しい場合は、会場内の「医療費・収支作成コーナー」をご利用ください。また、医療費・収支作成コーナーでは、2月16日(金)から29日(木)まで(期間の変更となる場合があります)ご承知ください。の間は、税理士への相談が可能です。

問 市民税担当(市役所1階)
 ☎ 32・3821 / FAX 33・3401
 ✉ shiminzei@city.komatsushima.
 i-tokushima.jp

■スマホ・パソコンで確定申告!!

- 確定申告をされる方は、便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください。
- ご自宅等からスマホやパソコンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)にアクセスすれば画面の案内に沿って入力するだけで申告書を作成できます。
- 消費税の確定申告書もスマホ・パソコンで作成できます!
- 作成した申告書は、そのままe-Taxを利用して送信できます!



【e-Taxについての問い合わせ先】
 ナビダイヤル(0570・01・5901)



「確定申告書等作成コーナー」はこちら!

問 = お問い合わせ先

